

第 8 8 号議案

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 0 号）の一部を次
のように改正する。

第 3 条第 3 項中「 5 8 3 円」を「 5 3 4 円」に、「 1 8 4 円」を「 2 0
0 円」に、「 1 0 0 円」を「 1 3 4 円」に改める。

第 1 1 条第 2 項第 1 号中「 1 0 万 8 , 3 0 0 円」を「 1 0 万 6 , 1 0 0
円」に改め、同項第 2 号中「 5 万 8 , 7 5 0 円」を「 5 万 7 , 5 8 0 円」
に改め、同項第 3 号中「 5 万 4 , 1 5 0 円」を「 5 万 3 , 0 5 0 円」に改
め、同項第 4 号中「 2 万 9 , 3 8 0 円」を「 2 万 8 , 7 9 0 円」に改める。

別表第 1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「 6 , 7 7 4 円」
を「 6 , 6 5 3 円」に、「 8 , 9 8 3 円」を「 8 , 3 9 2 円」に、「 1
万 9 8 2 円」を「 1 万 7 8 3 円」に、「 1 万 2 , 7 5 4 円」を「 1 万 2 ,
5 2 8 円」に、「 1 万 4 , 3 2 5 円」を「 1 万 4 , 3 5 3 円」に、「 1
万 5 , 7 7 6 円」を「 1 万 5 , 6 6 4 円」に改め、同表学校薬剤師の補
償基礎額の項中「 5 , 5 6 1 円」を「 5 , 4 8 0 円」に、「 6 , 6 0 3
円」を「 6 , 4 8 8 円」に、「 7 , 9 4 7 円」を「 7 , 8 1 0 円」に、
「 9 , 4 3 9 円」を「 9 , 2 7 7 円」に、「 1 万 8 2 2 円」を「 1 万 6
3 5 円」に、「 1 万 2 , 1 6 4 円」を「 1 万 1 , 9 5 4 円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額及び介護補償の限度額を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。